

北部地域の日本人投資家とBOI 幹部との特別会合

タイ投資委員会事務局

マーケティング部長

ボンゴット ・ アヌロート

2011年8月18日

場所 Le Meridien Chiang Mai Hotel

Think Asia, Invest Thailand
GEARED FOR THE FUTURE

BOI投資奨励策の最新情報



タイ投資委員会事務局
マーケティング部長
ボンゴット・アヌロート
2011年8月18日

場所 Le Meridien Chiang Mai Hotel

講演概要

- ・ BOIの投資奨励恩典及び認可の原則
- ・ 持続的開発のための投資促進政策
- ・ その他の投資奨励政策および処置
 - データセンター
 - 既存事業への第36条の恩典
 - 金型輸入関税免除期間延長
 - バーツ高
 - 水害による産業の被害緩和処置
 - 非熟練外国人労働者の使用
- ・ BOI事業における外国人の入国許可
- ・ BOIのサービスの改善

Think Asia, Invest Thailand

GEARED FOR THE FUTURE

BOI の投資奨励恩典及び認可の原則

www.boi.go.th



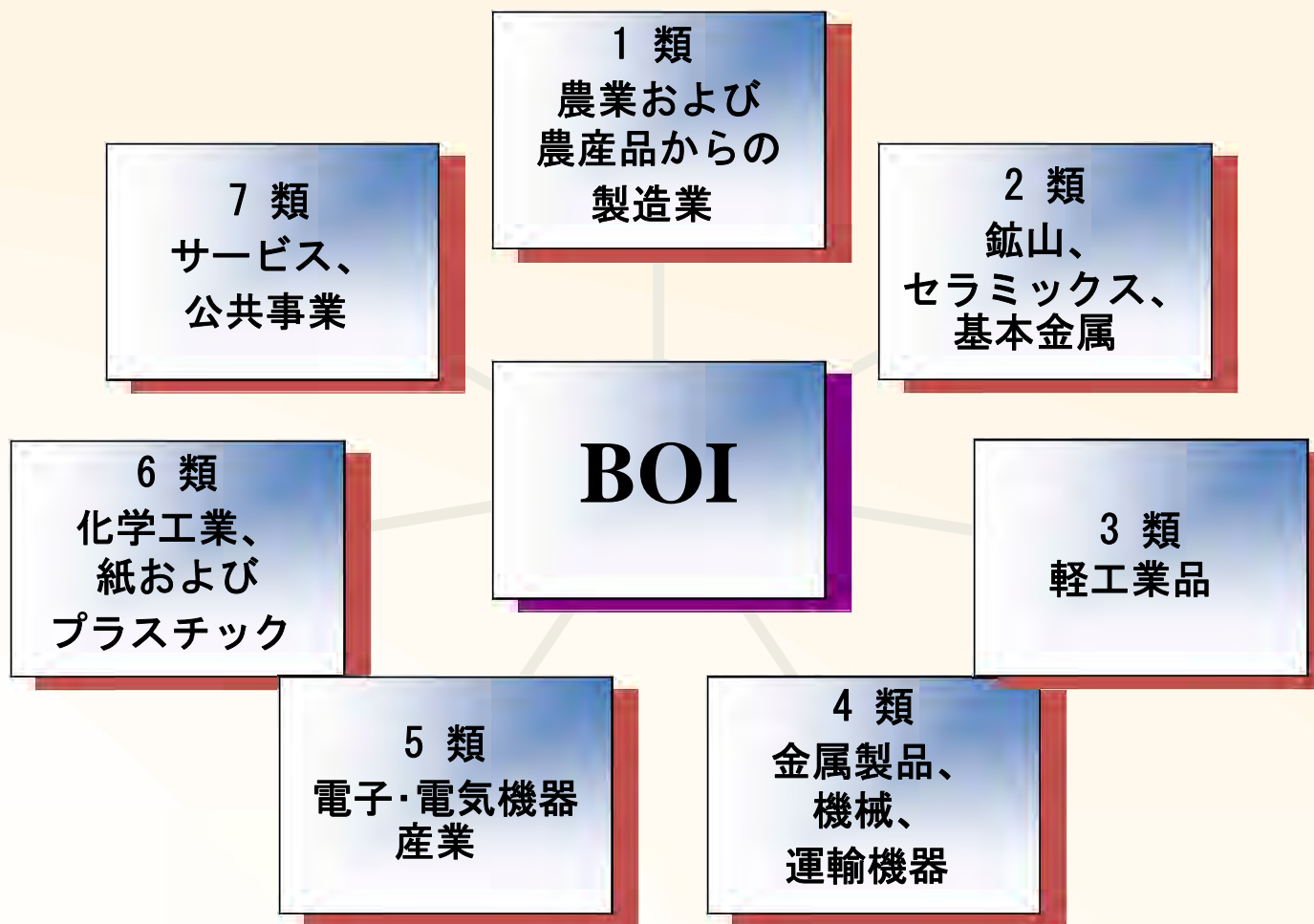
THAILAND BOARD OF INVESTMENT

Your partner for sustainable investment

自由な投資奨励政策

- 外国為替送金の制限なし
- 輸出条件なし
- 現地調達条件なし
- 製造業における外国資本参入の規制なし

現在の奨励対象業種



合計129 業種 (2011年)5月6日現在

www.boi.go.th 但し、2011年より2月21日より業種7.7病院事業は臨時的に奨励中止



プロジェクト認可の規定

- 最低資本金100万バーツとする(土地代および運転資金を除く)
- 新規プロジェクトの場合はD/E率が3:1を超えないこと。拡大プロジェクトの場合は適切に応じて検討する。
- 近代的な生産方法および新しい機械を使用すること。中古機械の場合、事務局より承認が必要とする。
- 十分な公害予防システムを持つこと。
- 収入の20%以上付加価値があること。
(電子製品、農業、農産品加工、そして政府が適切と見たプロジェクトを除く)
- 1千万バーツ以上の投資はiso9000またはiso14001もしくはそれ相当の規格を取得すること。

(簡易)可能性調査 (投資金額が8千万バーツ以上 5億バーツ未満のプロジェクト)

必要な情報

1. 投資奨励となる製品の需要

- ・過去5年間の輸入統計
- ・製品の需要と将来の動向
- ・主要輸出市場と将来の動向

2. 財務側面

- ・資金源: 国内及び外国からの資金または借入の額
- ・資本フロー、Net Present Value、内部収益率 (IRR)
(法人税の免除及び法人税が賦課される二通りの場合)

可能性調査

(投資金額が5億バーツ以上のプロジェクト)

必要な情報

- ・産業全体の現状
- ・プロジェクトの適性
 - －投資家
 - －財務側面
 - －競争力
 - －技術側面
 - －環境への影響
 - － R&D
- ・経済への影響
- ・必要な政府援助



外国人による持ち株の規定

- ・ 工業には外国人が過半数あるいは100%出資可能である。
- ・ 農業、養殖、漁業、鉱石探査、鉱業、外国人事業法の第1リストにおけるサービス業はタイ資本が最低51%必要とする。
- ・ 一部のサービス事業において外資過半数あるいは100%出資を認める（例：ソフトウェア, 地域統括本部事業 (ROH), 部品及び半製品の国際調達事務所 (IPO), 貿易ならびに投資支援事務所 (TISO), 近代的システムによる国際物流センター (IDC))



投資奨励における権利恩典の付与

税的権利恩典

- ・ 機械・原材料の輸入関税の免除または減免
- ・ 3-8年間法人所得税の免除
- ・ 5年間法人所得税の50%減免
- ・ 輸送費、電気代、水道代の2倍までを、収益を生じた日から1年の間に控除することができる。

非税的権利恩典

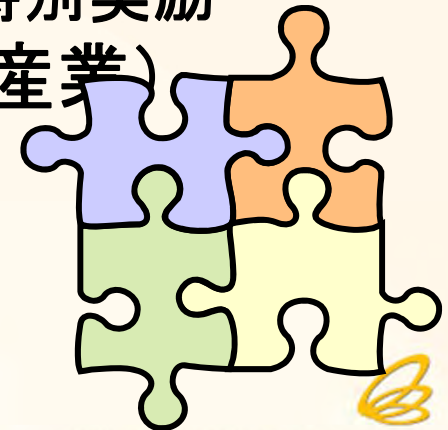
- ・ 事業のために土地の所有権
- ・ 外国人技術者の就労許可

業種の重要性および特定の政策により 権利恩典が異なる

重要なBOI権利恩典制度

- 地方分散化
 - 権利恩典は立地ゾーンによって異なる
- 特別重要業種
 - 立地ゾーンに関係なく、法人所得税を8年間免除かつ、機械の輸入税を免除
- 選択できる権利恩典制度
 - 技能・技術・イノベーション(STI)に対する特別奨励
- 各業種分野の固有政策(例、電子電気産業)
- 特別臨時政策:

“持続的発展のための投資奨励政策”



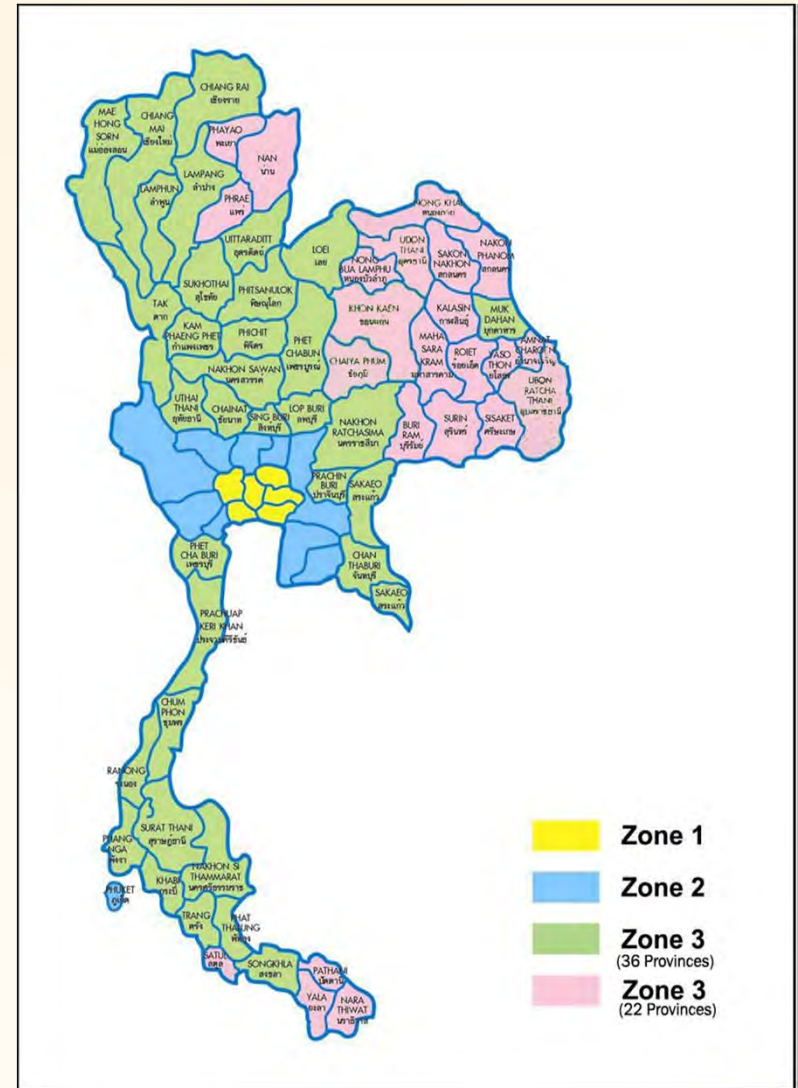
立地ゾーンによる通常の 権利恩典

ゾーン: 1 2 3
 権利恩典: 少 → 多

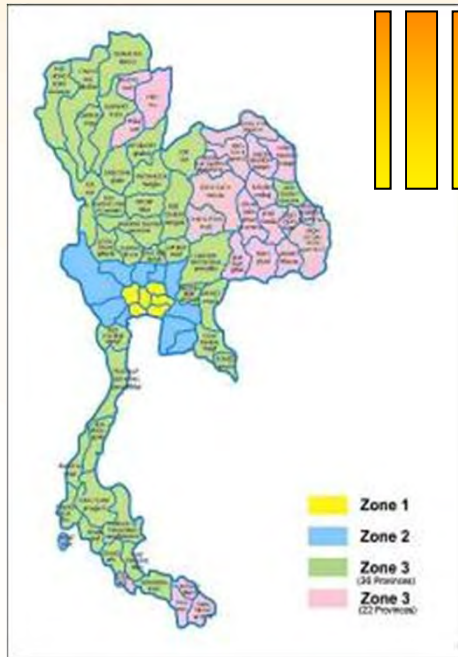
機械の輸入関税

	工業団地外	工業団地内
ゾーン1	減免 50%	減免 50%
ゾーン2	減免 50%	免除 100%
ゾーン3	免除 100%	免除 100%

法人所得税	工業団地外	工業団地内
ゾーン1	免除なし	3年
ゾーン2	3年	7年
ゾーン3	8年	8年



投資奨励ゾーン



地域別の恩典:

- 第1ゾーン
 - 第2ゾーン
 - 第3ゾーン
- 標準の恩典
↓
高優遇の恩典

www.boi.go.th

地域経済を促進するための

地方分散政策

産業クラスターの促進のために

重要業種/戦略的分野に対して

投資地域に関わらず
最大限の恩典を付与

例: 金型、鑄造、鍛造



特別重要業種および特別重要かつ国益をもたらす業種

(1) 特別重要かつ国益をもたらす業種に対する恩典

例：省エネルギー関連業種、STI関連業種など。

- ・ 立地ゾーンに関係なく、機械の輸入税を免除
- ・ 立地ゾーンに関係なく、法人所得税を8年間免除
(免税額に上限なし)
- ・ その他の立地ゾーンに応じた恩典

(2) 特別重要業種に対する恩典

例：農業および農産品からの製造業、高度技術を使用する業種および公共施設関連の業種

- ・ 立地ゾーンに関係なく、機械の輸入税を免除
- ・ 立地ゾーンに関係なく、法人所得税を8年間免除
(免税額に上限あり)
- ・ その他の立地ゾーンに応じた恩典

法人税免税期限

- 免税期間による期限
(最大8年間)
- 免税額による期限
(基本的には土地代及び運転資金を
除く投資金額に相当する)

※いずれか早く到来したものの時期

技能、技術、イノベーション(STI)開発の奨励措置



技能、技術、イノベーション(STI)開発処置

投資・費用の条件	最初の3年における投資または費用の対収入の比率	法人所得税の追加分免除年数
<ul style="list-style-type: none"> • 研究開発、デザイン • 高度技術のトレーニング • 教育機関、研究機関への支援 • 技術・人材の育成の基金への支援 	<p>A. 1%もしくは150百万バーツ以上 どちらか低い方</p> <p>B. 2%もしくは300百万バーツ以上 どちらか低い方</p> <p>C. 3%もしくは450百万バーツ以上 どちらか低い方</p>	<p>1年</p> <p>2年</p> <p>3年</p>



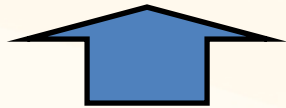
技能、技術、イノベーション(STI)開発処置

製造プロジェクト

- 新しいプロジェクト
- 法人税の免除期間がまだ満了していないプロジェクト

権利恩典

- 上限なしで法人所得税を免除する
- 法人所得税を免除する(1/2/3 年追加)
- 機械の輸入関税を免除する



STIへの投資・費用

研究開発あるいはデザイン

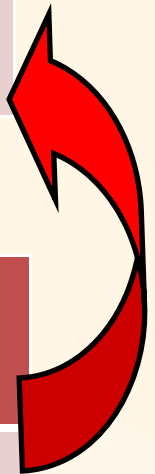
高度技術のトレーニング
(Advance Training)

教育機関、研究機関への支援

技術・人材の育成の基金への支援

最初の3年間における投資または費用

- 総売上の1%あるいは総費用150百万以上
- 総売上の2%あるいは総費用300百万以上
- 総売上の3%あるいは総費用450百万以上



Think Asia Invest Thailand

Think Asia, Invest Thailand

GEARED FOR THE FUTURE

持続的開発のための 投資促進政策

www.boi.go.th



THAILAND BOARD OF INVESTMENT

Your partner for sustainable investment

1. 持続的開発のための対象産業の促進(1/2)

- 国の持続的発展に向けて対象産業への投資を促進する。対象産業は3つのグループに分かれる。
 - グループ1 省エネ、代替エネルギー産業グループ
 - アルコールあるいはゴミ、廃棄物を含む農作物からの燃料の製造
 - 省エネ、代替エネルギー使用の機械、器具の製造
 - 燃料電池(Fuel Cell)の製造
 - 電力および蒸気の製造(風力、バイオガス、農作物からの燃料など再生可能燃料を使用する場合)
 - グループ2 環境に優しい産業
 - 環境に優しい化学品(Eco-Friendly Chemicals)の製造
 - 環境に優しい製品(Eco-Friendly Products)の製造



1. 持続的開発のための対象産業の促進(2/2)

● グループ3 高度技術を使用する産業

- メディカルフーズの製造
- ナノ素材あるいは自社製のナノ素材からの製品の製造
- エンジニアリングデザインのある機械、器具、部品の製造
- 飛行機の製造、修理、修飾
- 金型の製造あるいは修理
- 農業および食品加工用の機械、備品の製造
- Auto Transmission, CVT, ESCなど自動車部品の製造

権利恩典(バンコクは対象外)

- ゾーンを問わず機械の輸入関税を免除する。
- ゾーンを問わず、8年間上限なし法人所得税を免除する。
- 5年間法人所得税を50%減免する。
- 10年間運送費、電気代、水道費を2倍控除できる。
- インフラの設置代あるいは建設費を最高25%純利益から控除することができる。
- 2012年12月31日までに申請すること。

対象産業への投資奨励処置による結果 (2008年1月1日－2011年6月30日)

業種	プロジェクト件数	投資金額 (百万バーツ)
グループ1 省エネ、代替エネルギー関連産業	100	46,640
1.18 農産品からのアルコールあるいは燃料の製造	13	2,435
4.2.3 省エネ、代替エネルギー機械、その部品の製造	2	1,497
7.1.1 電力およびスチームの製造	85	42,709
グループ2 環境に優しい産業	-	-
-なし	-	-

対象産業への投資奨励処置による結果

(2008年1月1日-2011年6月30日)

業種	プロジェクト数	投資金額 (百万バーツ)
グループ3 高度技術を使用する産業		
3.9 医療用器具、機器の製造	21	3,394
4.2.1 エンジニアリング・デザインのある機械、その備品、部品の製造	7	292
4.2.2 農業および食品加工用の機械、備品の製造	6	4492
4.2.4 金型の製造あるいは修理	24	2186
4.9 航空機の製造、修理、改造 (Aircraft Conversion) および航空機備品、部品あるいは航空機内用品の製造あるいは修理	4	707
4.10 乗り物の部品の製造	4	12,650
5.4.3 工業用の電子機器の製造	1	5
5.5.1 半導体の製造	6	6068

対象産業への投資奨励処置による結果

(2008年1月1日-2011年6月30日)

業種	プロジェクト数	投資金額 (百万バーツ)
グループ3 高度技術を使用する産業		
5.5.2 記憶装置の製造	18	33,923
5.5.4 電気通信機器部品の製造	2	110
5.5.5 医療用の電子機器部品の製造	1	260
5.5.7 乗り物用電子部品の製造	4	525
5.5.12 Flat Panel Display の製造	1	65
5.7 電子の設計	2	21
7.18 人材開発	2	102
7.20 研究および開発サービス	9	789
7.21 理科学実験サービス	3	106
7.22 計測器校正 (Calibration) サービス	1	1
合計	116	65,701

2. 省エネ、代替エネルギー使用、環境インパクト削減の投資奨励政策

規定および条件

- ・ 既存事業で奨励対象になっている
- ・ 法人所得税の免除あるいは減免期間が満了したプロジェクトまたは法人所得税免除の恩典を受けていないプロジェクトである。
- ・ 機械入れ替えの計画を添付すること。
- ・ 2012年12月31日までに申請し、奨励証書発行日より3年以内実行すること

権利恩典

- ・ 機械の輸入関税を免除する
- ・ 土地と運転資金を含まない投資金額の70%を限度に法人所得税を3年間免除する。既存事業の収入を免除の対象とする。但し、環境インパクト削減の投資奨励政策に関しては土地と運転資金を含まない投資金額の100%を限度に法人所得税を8年間免除する。既存事業の収入を免除の対象とする。

検討のポイント

1. 省エネルギー

- 新しい機械であること。
- プロジェクトの節約するエネルギーの金額が免除される法人所得税以上でなければならない。

2. 代替燃料の使用

- 代替エネルギーまたは再生可能燃料に切り替え使用すること。(例、化石エネルギーから天然ガスに切り替え)

3. 環境へのインパクト軽減

- 廃棄物、廃水、排気の削減
 - 廃水 BOD、COD、重金属など排水に含まれる汚染物の削減
 - 排気 LOADINGの削減

省エネルギーのための機械入れ替えへの 投資奨励において認可されたプロジェクトの事例

- 省エネルギー クロアルカリの生産へ2極皮膜による電荷の分離技術の導入、捨てられる熱の再利用など。
- 代替エネルギー使用 ボイラーの燃料を軽油からバイオマスあるいは天然ガスの切り替えプロジェクトなど。
- 環境へのインパクト軽減 温室効果ガス削減のためHCFC系の化学品から炭化水素系のものへの切り替え、VOCs削減、NOXの削減、廃水処理システムの改善などのプロジェクト。

省エネルギーのための機械入れ替えへの投資奨励 申請統計 (2010年1月10日 - 2011年6月30日)

指数	認可されたサブプロジェクト	
	プロジェクト件数	投資金額 (百万バーツ)
1.11.5 生牛乳からの製品の製造	1	95
1.11.8 即席食品あるいは半既席食品の製造あるいは保存	1	128
2.6 ガラスおよびガラス製品の製造	1	72
2.13.1 棒状鉄製造	1	200
4.2.5 機械、備品、部品の製造	1	21
6.2 工業用化学品の製造	1	74
7.1.1 電力およびスチームの製造	1	39
合計	7	630

注 投資委員会布告第2/2009号に継続した処置

3. 新製品製造のための新規技術導入の投資奨励措置

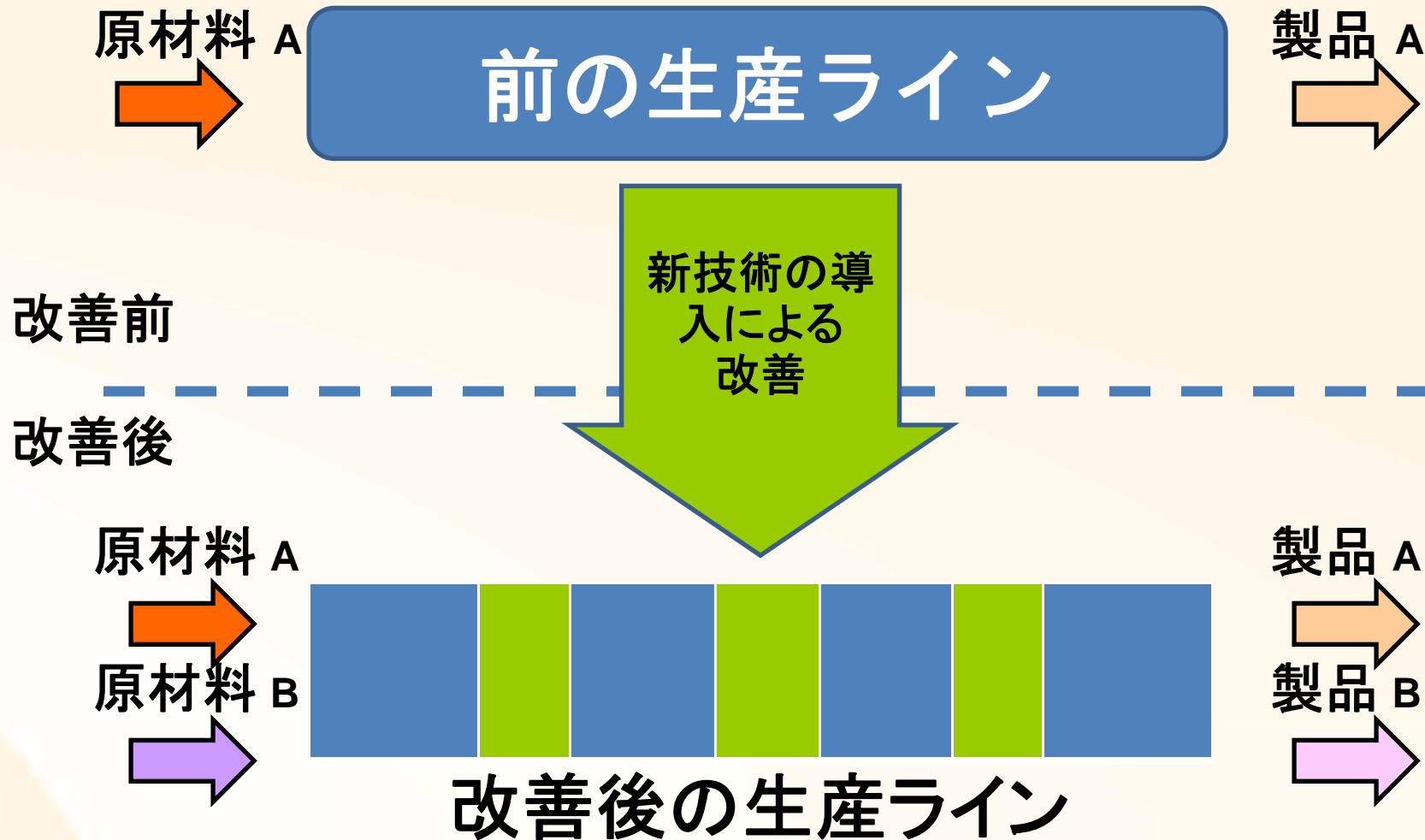
規定および条件

- 奨励か非奨励か問わず既存事業であること。
- 新製品が生産できるように既存の生産ラインの改善に技術を利用する設備投資に津市すること。
- 新製品は製品名を指定でき、法人所得税の免除対象となるものでなければならない。
- 生産ラインの改善は組み立てラインの改善を除く。
- 2012年12月31日までに投資計画とともに申請書を提出すること。

権利恩典

- ゾーンを問わず機械の輸入関税を免除する。
- 新製品から発生する法人所得税を生産ライン改善に投資した金額を上限とし3年間免除する。

3. 新製品製造のための新規技術導入の投資奨励処置



新製品製造のための新規技術導入投への資奨励において 認可されたプロジェクトの事例

1. ポリプロピレンの生産ラインをポリエチレンとポリプロピレンを同一生産ラインで製造できるように改善する
2. 繊維、生地の製造機械をバイオプラスチックを原材料として生分解性製品が造れるようにする

新製品製造のための新規技術導入の投資奨励申請統計

(2008年1月1日—2011年6月30日)

業種	プロジェクト数	投資金額(百万バーツ)
天然繊維または人口繊維の製造	1	100
生地 ¹ の製造	1	20
石油化学製品の製造	1	932
合計	3	1,052

注 投資委員会布告第4/2009号に継続した処置

その他の投資奨励政策および処置

- ・ 新奨励業種：データセンター
- ・ 第36 (1)および(2)条における恩典を受けられるように既存の業者への支援処置
- ・ 金型輸入関税免除期間延長
- ・ パーツ高による産業の被害緩和処置
- ・ 水害による産業の被害緩和処置
- ・ 非熟練外国人労働者の使用

データセンター

条件

- データセンター全体に光ファイバー通信網を設けるかそれに接続すること。
- データセンター区から国内および国際通信センターに高速通信線として主要通信システムがなければならない。
- 無停電電気装置およびバックアップ発電機を持つこと。
- 装置が効率的に働くように効率の高い空調装置およびダストフィルターシステムを持つこと。
- データセンター用の面積を5,000 平方メートル以上持つこと
- プロジェクトに入居した顧客にServer Co-Location やManaged Service やサーバーのバックアップサービスやDisaster Recovery Service(DRS)やデータセンターに関するプロフェッショナル・コンサルティングなどサービスを提供すること。

データセンター

権利恩典

- 特別重要かつ国益をもたらす業種として権利恩典を付与する
- 立地ゾーンに関係なく、法人所得税を8年間免除、また免税額に上限を設けない
- 立地ゾーンに関係なく、機械の輸入税を免除

第36(1)、(2)および(1/2)条に基づく 恩典を受けられるよう既存事業への奨励処置

- ・ 第36(1)、(2)および(1/2)条に基づく原材料輸入関税を1年間免除し、BOIの基準に従い、更新を検討する。
- ・ 自動車部品、プラスチックまたはプラスチックコーティング、電気電子製品およびその部品、家電製品およびその部品、4業種における既存事業である。
- ・ 協会あるいはBOIの承認した機関により証明された事業者

第36(1)、(2)および(1/2)条に基づく恩典を受けられるよう既存事業への奨励処置

協会あるいはBOIの承認した機関

業種	協会・機関
1) 自動車部品	Thai Automotive Institute
2) プラスチックまたはプラスチックコーティング	タイプラスチック協会
3) 電気電子製品およびその部品 4) 家電製品およびその部品	Electrical and Electronics Institute

第36(1)、(2)および(1/2)条に基づく恩典を受けられるよう既存事業への奨励申請統計
(2010年1月10日 - 2011年6月30日)

指数	認可されたサブプロジェクト	
	プロジェクト件数	投資金額 (百万バーツ)
3.1.6 衣服、衣装の製造	1	511
4.10.1 乗り物の部品の製造	1	146
5.2 電気製品の製造	1	93
5.3 電気製品用の部品または備品の製造	1	2
5.5 電子製品に使用する電子部品、部品あるいは部品、備品の製造	1	2
6.12 プラスチックおよびプラスチックコートによる製品	6	536
合計	11	1,293

THAILAND BOARD OF INVESTMENT

Your partner for sustainable investment



金型輸入関税免除期間延長

主要産業及びすそ産業の投資状況に応じて
また競争力を増強し、タイの投資潜在力を
向上させるために、投資委員会は奨励者

2004年12月28日付第11/2547号投資委員会
告示に基づく金型輸入関税免除期間を2012年
12月31日まで延長するべきとする

4. ROHの基準および権利恩典の見直し(1/2)

財務省の税的権利恩典および条件

法人所得税率	法人所得税率
海外からのROHの 収入に関して 0% 15年間	国内からのROHの 収入に関して 10% 15年間
条件	
<ul style="list-style-type: none">- 5年以内で3つの海外支店にサービス提供する事務所を設立すること。: 初年に1つ目、3年目に2つ目、5年目に3つ目。- 最低費用が15百万バーツ/年あるいはその年に投資金額(実費)30百万バーツ- 3年目までに定めレベルの75%以上技能および知識をもった従業員がおり、最低5人以上のROH従業員の給与が≥ 2.5百万バーツ/人/年あること。- 実際の事務所があり、事業を行い、定め専門家および従業員がいること。	

個人所得税率
タイ国内のROH 勤務からの収入に関 して 15% 8年間
条件
<ul style="list-style-type: none">- その他の条件は法人所得税の場合と同様- ROHの収入が50%以上あること

4. ROHの基準および権利恩典の見直し(2/2)

BOI の権利恩典および条件

権利恩典

- 研究開発およびトレーニング用の機械の輸入関税を免除する。
- 奨励事業に就労する専門家および技術者の導入を許可する。
- 土地の所有を許可する。
- 外国人の100%出資が許される。

条件

- 5年以内で3つの海外支店に提供する事務所を設立すること。
- 登録資本金が10百万バーツ以上あること。
- 関連政府機関より営業許可を得ること。
- 委員会が承認した事業範囲および実行計画があること。

パーツ高に対するBOI政策

- 効率向上用の機械交替は、土地代と運転資金を除いた投資金額の70%まで 法人所得税を3年間免除。
- 機械の輸入税を免除。
- 投資委員会の奨励対象業種であること。
- 現在の生産能力を増加させる交替計画は、2011年12月31日までに申請をしなければならない。

水害の被害緩和処置

- 水害による影響を受けた奨励事業で、損失を受けた機械に代替する機械の輸入関税を免除する。
- 機械の輸入期間が未了の場合、既存の機械輸入期間内で代替機械を輸入させるが、適切に応じて事務局が代替機械輸入期間を延長すること。機械の輸入期間が終了した場合、機械輸入期間を申請日より2年間とする。
- 全国、また将来の水害地区にも適用するものとする。
- 2011年12月31日までに申請をしなければならない。

非熟練労働者の使用に関する規制緩和

- タイにおいて20年以上を投資していること、資産を合計100億バーツ、そして総労働者数10,000人以上
- 即存事業であり、かつ法人税免除期間が終了していること。労働者を現時点をより多く利用する必要がある。この事業に対して、増加した労働者数の15%まで非熟練労働者の使用を認める。
- 製造業であること、農業およびサービス事業は含まない。
- 関連政府機関の非熟練労働者使用の規則に従う。
- 投資委員会の規則に従い、非熟練労働者を会社で使用する前に事前に投資委員会の許可を得ること。

ラヨン県内における新規/拡大事業の投資奨励措置（投資委員会事務局告示 Por.1/2011）

- 対象地域：Mad Ta Phut, Huay Pong, Nern Phra, Thub ma, Muang Rayong, Mab Kha, Nikhan Pattana, Ban Chang, これら地域の海領域、およびIRPC社工業団地

ラヨン県内における新規/拡大事業の投資奨励措置（投資委員会事務局告示 Por.1/2011）

- 対象事業：窒素酸化物（NO_x）、二酸化硫黄（SO₂）及びBenzene；1,3Butadiene；そして1,2-Dichloroethaneの3種類の有害物質揮発性有機化合物（VOCs）を発生させる事業

8. ラヨン県内における新規/拡大事業の投資奨励措置（投資委員会事務局告示 Por.1/2011）

- 事業検討基準：NO_xとSO₂を発生させない事業はこれまでのBOI一般事業検討基準を使用する。
- NO_xとSO₂を発生させる事業に対しては、現存事業のNO_xとSO₂をそれぞれ削減する環境負荷の軽減管理をして、削減した分の8割までを拡大事業におけるNO_xとSO₂の発生最大量とする。この方法により、現在事業と拡大事業のNO_xとSO₂の合計発生量は、必ず環境負荷の軽減管理を行う前の現存事業により発生しているNO_xとSO₂の合計量より少なくなっている。

8. ラヨン県内における新規/拡大事業の投資奨励措置（投資委員会事務局告示 Por.1/2011）

- VOCs 3種類を発生させる事業：現存及び拡大事業を合わせてESAやEIAなどの評価報告書に基づく計算上新たなVOCsを発生しないこと。
- 最新技術（Best Available Technology）や最良工程（Best Practice）を利用して、特にVOCs3種類を削減し、環境負荷を軽減すること。
- NO_x、SO₂ 及びVOCs3種類を発生させる事業：奨励書発給するまでにESAまたはEIAを関係政府機関から承認を受けること

日本からの投資を期待する産業

1. 自動車/Automotive
2. 航空機産業/Aviation
3. 電子製品・部品/Electronic products and parts
4. 電気製品・部品/Electrical products and parts
5. 機械・機器・部品/ Machinery, equipment and parts
6. 金属加工/Metal fabrication
7. 食品加工/ Food processing
8. 環境配慮型製品・材料、代替エネルギー、
省エネ型機械・機器 Alternative energy, energy-
conserving machinery or equipment
9. サービス 例:地域統括本部(ROH)、国際部品調達
事務所(IPO),貿易ならびに投資支援事務所(TISO)、
国際物流センター(IDC)

非熟練労働者の使用に関する規制緩和

- タイにおいて20年以上を投資していること、資産を合計100億バーツ、そして総労働者数10,000人以上
- 即存事業であり、かつ法人税免除期間が終了していること。労働者を現時点をより多く利用する必要がある。この事業に対して、増加した労働者数の15%まで非熟練労働者の使用を認める。
- 製造業であること、農業およびサービス事業は含まない。
- 関連政府機関の非熟練労働者使用の規則に従う。
- 投資委員会の規則に従い、非熟練労働者を会社で使用する前に事前に投資委員会の許可を得ること。

BOI奨励事業の活動のための 外国人の入国許可

- ビザ・ワークパーミット・ワンストップ・サービスのForeign Expert Services Divisionで申請する。(Chamchuri Squareビル18階)
- 経営者、専門家、熟練工、技術者が対象とする。
- 投資金額による人数制限や割合がなく、奨励事業の業務内容および必要性により許可される人数が決まる。
- 各ポジションに就労する外国人は、ポジションに見合った学歴、経験を持たなければならない。
- 申請の際、タイ人の育成訓練計画の提出が義務付けられる。

外国人の入国・就労許可の申請手続き(1/4)

- ・ 外国人の職位 (Position) の許可申請
- ・ 許可された職位への外国人の採用—履歴書、学歴証明書等、Non-immigrant “B”ビザ、又はNon IB ビザの付いたパスポート写し。
 1. ワークパーミットおよびビザ延長の申請
必要な書類が全部提出されていれば、3時間以内でワークパーミットおよびビザが発行される。
 2. 外国人の暫時的就労
 - 緊急な場合は30日間の滞在許可 (3時間以内)
 - 臨時の場合は6ヶ月間の滞在許可

外国人の入国・就労許可の申請手続き(2/4)

5. 外国人の就労できる仕事

- ・委員会より許可を受けた職位の仕事内容
- ・それ以外の就労(系列企業での就労、商工会議所での就労等は先にBOIより許可を受ける必要がある。

6. President、CEO、Chairman、CFO等のトップの管理職は外国資本50%以上の企業に対して認める。外国資本が50%以下の企業に対しては、Vice President、Deputy MD、Assistant MD、Director等の職を認める。トップの管理職に外国人を採用したい場合は理由等を説明してBOIより特別に許可を取ること。

外国人の入国・就労許可の申請手続き(3/4)

7. 外国人の滞在許可の期間

- 一般の職位 2年間(更新一回につき2年間)
- 業種7.20 研究開発事業に就労する研究者 4年間
(更新一回につき2年間)
- 業種5.8 Software事業・業種7.15 TISO事業での就労は
1年間 (更新一回につき1年間)
- 業種7.16 IBPO事業での就労は(Operater/Helf Desk)は
6ヶ月間 (更新一回につき6ヶ月間)

外国人の入国・就労許可の申請手続き(4/4)

8. 許可された職位への外国人の採用許可は、学歴、就労経歴、および年齢から検討する。
 - 学歴が採用する職位と一致する場合、一般職位は最低2年間、Managerレベル以上は最低5年間の仕事の経験が必要とする。また年齢の場合、一般職位は22才以上、Managerレベル以上は27才以上とする。
 - 学歴が採用する職位と一致しない場合、仕事の経験から検討する。どの職位に関しても5年間の仕事の経験が必要とする。また一般職位は22才以上、Managerレベル以上は27才以上とする。
 - 以上の基準に該当しない場合は、ケース・バイ・ケースで検討する。

外国人の入国・就労許可の申請のIT化

- 2012年1月1日よりe-expert systemを採用するVisa・Work Permitの申請手続きはIT化される。すべての手続きはOnlineで記入し、申請する。
- 新Systemで、申請した案件はどの検討段階になっているかをWeb上で確認できる。例えば、検討終了、検討待ち、案件の返上。案件の返上の場合はその理由等の説明もある。
- 検討済みの場合、バンコク事務所でも、BOI地方事務所でも許可書類を受け取ることができる。

Think Asia, Invest Thailand

GEARED FOR THE FUTURE

BOI サービス

www.boi.go.th



THAILAND BOARD OF INVESTMENT
Your partner for sustainable investment

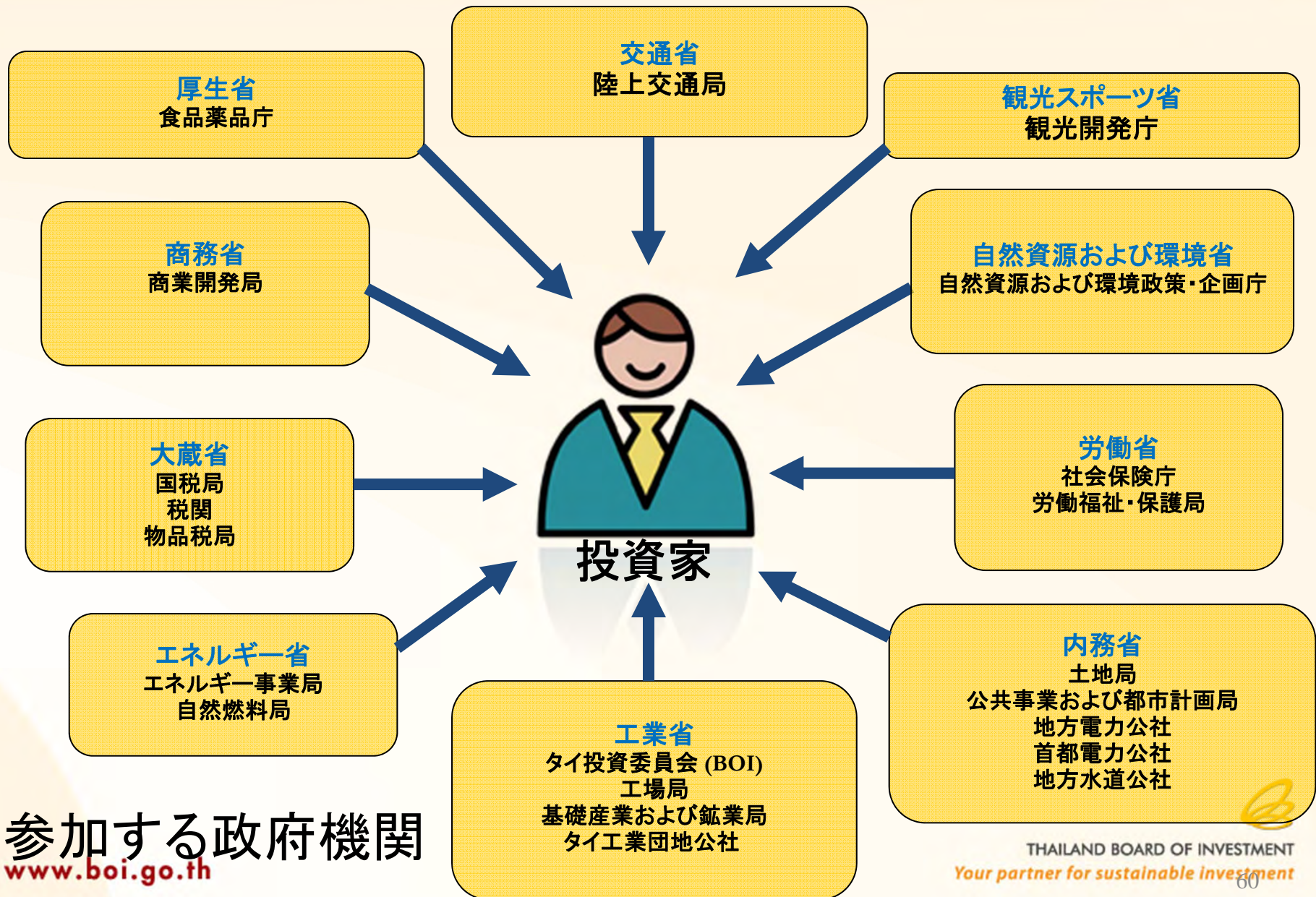
58

One Start One Stop Investment Center: OSOS

- 多数（20以上）の政府機関を集め、一箇所で一括とした投資家サービスを提供する
- 2009年11月23日より開始



一箇所で投資に関するサービスを



Think Asia, Invest Thailand

GEARED FOR THE FUTURE



One Start One Stop Investment Center

18th Floor, Chamchuree Square Tower, Phayathai Road, Patumwan, Bangkok 10330

Tel: 0 2209 1100, Fax: 0 2209 1199

E-mail: osos@boi.go.th



ワン・シングル・ポイントサービス (One Single Point Service)

以前は商務省の事業開発局で法人登記後、大蔵省の国税局で納税者番号申請、労働省の社会保険庁で雇用者番号申請しなければならないが、現在は事業開発局で納税者番号と雇用者番号を法人登記と同時に所得することができます。

The BOI Unit for Industrial Linkage Development: BUILD



趣旨 タイの下請け産業の競争力向上のため

- 一環とした産業のネットワークを作り上げる
- 輸入部品に代わり、国産部品の使用を促進する
- タイの産業への信頼を高める



- www.asid.netタイおよびアセアンの裾野産業に関する情報サービス(ASEAN Supporting Industry Database - ASID)で、2009年予算度現在でメンバーが20,760にのぼる。

The screenshot shows the ASID website interface. At the top, there is a map of Southeast Asia with labels for Myanmar, Thailand, Singapore, Malaysia, Indonesia, Brunei Darussalam, and Kingdom of Cambodia. To the right of the map is the ASID logo and the text "ASEAN Supporting Industry Database" and "HIGH SPEED GATEWAY TO ASEAN SUPPLIERS". Below this is a "Member Login" section with fields for "Username" and "Password" and a "Login" button. There are also links for "Register to become Asid Member" and "Forget Password".

On the left side, there is a vertical menu with links: "Advanced Search", "Post Buyer Requests", "View Buyers Requests", "Submit My Business", and "Edit My Business". Below this is a section titled "Links to Asean Countries" with flags and names for: "The Asean Secretarial", "Brunei Darussalam", "Indonesia", "Kingdom of Cambodia", "Lao People's Democratic Republic", "Malaysia", "Myanmar", "Philippines", "Singapore", "Thailand", and "Vietnam".

The main content area is titled "Products & Suppliers Search" and includes a "Keyword" search box, a dropdown menu for "all Asean", and a "Search" button. Below this is a "Browse by Industry" section with a gear icon and a grid of industry categories: Automotive, Petro Chemical and Plastic, Agricultural and Food, Mold and Die, Machinery and Equipment, Textile and Leather, Electronic and Electrical, Wood and Furniture, and Packaging.

At the bottom, there is a "Buyer Requests" section with a table:

No.	Topic Name	Posted Date	
1.	Topic Name 1	1 / 10 /2006	more details >>
2.	Topic Name 2	2 / 10 /2006	more details >>
3.	Topic Name 3	3 / 10 /2006	more details >>

Below the table is a link "See more requests >>". At the very bottom, there is a footer with links: "About ASID / New ASID Entry / Resource Center / Terms & Conditions / Privacy Policy / Questionnaire / Contact us".

The BOI Unit for Industrial Linkage Development

- 国内部品メーカーの見本市 **Subcon Thailand**

開催期間	ブース数	入場者数	1日平均入場者
2007年5月 9-13日(5日)	189 ブース	22,591 人	4,518 人
2008年5月 14-17日(4日)	251 ブース	21,689 人	5,422 人
2009年5月 13-16日(4日)	189 ブース	18,241 人	4,560 人
2010年5月 13-15日(3日)	237 ブース	17,927 人	5,976 人
2011年5月 19-21日(3日)	245 ブース	24,626 人	8,208 人

- 海外の工業見本市

日本 (M-Tech 東京 / M-Tech Kansai, 大阪 / Asia Tech Fair, 福岡),
 ベトナム (Metalax) ドイツ (Hannover Fair), イギリス (Subcon), フランス (MIDEST, Paris)

Think Asia, Invest Thailand
GEARED FOR THE FUTURE



Going Green for the Future BOI FAIR 2011

2011年11月10-25日

IMPACT Exhibition and Convention Center

主催：タイ投資委員会

www.boi.go.th


THAILAND BOARD OF INVESTMENT
Your partner for sustainable investment



目的

1. 国王陛下84歳のお祝い。
2. 効率および産業の競争力を向上させ、環境にやさしい生産につながるタイ産業における技術、イノベーションの成果を強調すること。
3. 2011年BOIフェアを通じて、タイ経済への信頼作り、国のイメージ作り、社会貢献、自然環境保護へのタイ産業界の約束を広報すること。
4. 産業の関係者へ会合、交流の場の提供



テーマ

“Going Green for the Future”





一般情報

- 期間:** 2011年11月10-25日(16日間)
- 場所:** IMPACT Exhibition and Convention Center
(237,000平方メートル)
- アウトドア: レークサイド 166,000 平方メートル
 - (インドア)チャレンジャーホール1-3 60,000 平方メートル
 - ホール9 11,000 平方メートル
- 出展者:** 84のアウトドアパビリオンおよび3千以上のインドア
ブース
- 来客:** 500万人以上の見込み



イベント

1. 展示会

- アウトドア– 企業パビリオン
 - ロyalパビリオン
 - タイパビリオン
 - BOIパビリオン
 - その他政府機関(日系企業が17社参加予定)
- インドア - チャレンジャーホール1-3
 - ホール9

2. セミナー (200 回)

3. CEOフォーラム

4. その他——エンターテインメント、コンテストなど。

Think Thailand, Invest Thailand
GEARED FOR THE FUTURE



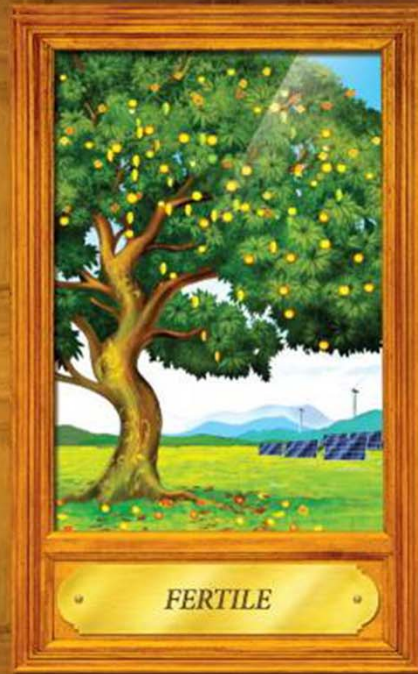
イメージ図



www.boi.go.th

Think Asia, Invest Thailand

Thailand, a perfect place for your business to grow



ご静聴ありがとうございました

www.boi.go.th



THAILAND BOARD OF INVESTMENT
Your partner for sustainable investment